

平成 25 年

奈良市議会 3 月定例会
追加提出議案

奈良市

目 次

奈良市議案第73号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について……………	1
" 第74号	権利の放棄について……………	5

奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年3月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、「の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する一般被保険者が属する世帯」の次に「であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の次に「と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第12条の5の2第1号中「次号」を「次号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」の次に「であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第12条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

第12条の6の5第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、「得た数」の次に「と特定継続世帯の数に4分の1を乗じ

て得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額
第12条の6の9第1号中「次号」を「次号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」の次に「であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの
(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第12条の6の5第1項第3号
ウに定めるところにより算定した額

附則第4項(見出しを含む。)中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第12条第1項第3号、第12条の5の2、第12条の6の5第1項第3号及び第12条の6の9の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(参考)

奈良市国民健康保険条例（抄）

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第12条の5の2 第12条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第12条第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第12条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第12条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めると

ころにより算定した額

アイに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第12条の6の9 第12条の6の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第12条の6の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第12条の6の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額

附 則

(平成22年度から平成25年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

- 4 平成22年度から平成25年度までの各年度における第8条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議決を求める。

平成25年3月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 権利の内容 (1) 平成24年4月1日付けで株式会社南都銀行と締結した財団法人奈良市駐車場公社に係る損失補償契約の履行に伴い、譲渡を受けた826,000,000円の債権
(2) その他前号の損失補償契約の履行に基づき行使しうる債権の一切
- 2 相手方 奈良市高畑町1112番地の1
財団法人奈良市駐車場公社 理事長 津山 恭之
- 3 権利放棄の理由 財団法人奈良市駐車場公社の解散に当たり、回収不可能な債権を放棄するものである。

